

指定管理施設における出店及び専用利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人陸前高田市スポーツ協会（以下「本会」という。）が管理する体育交流施設等において、利用者サービスの向上、施設利用促進、地域振興及び交流人口の拡大を図るため、施設敷地内における出店及び専用利用の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 本要領の対象施設は、本会が管理運営を行う体育交流施設及びこれらに附属する敷地、駐車場その他管理区域とし、対象施設及び敷地面積は次のとおりとする。

- (1) 陸前高田市総合交流センター、陸前高田市B & G海洋センター

敷地面積 45,653㎡

- (2) 陸前高田市スポーツドーム

敷地面積 9,564㎡

- (3) 陸前高田市高田松原運動公園

敷地面積 205,296㎡

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出店 物品販売、飲食販売、PR活動その他これらに類する営業又は展示活動をいう。
- (2) 専用利用 テント、キッチンカー、机、展示物、PRブース、待機スペース、資材置場その他施設敷地を継続的又は排他的に使用することをいう。
- (3) 主催者 大会、イベント、教室、催事等を主催する団体又は個人をいう。

(出店及び専用利用の目的)

第4条 出店及び専用利用は、次の目的に適合する場合に認めるものとする。

- (1) 施設利用者サービス向上
- (2) スポーツ振興及び地域活性化
- (3) 交流人口拡大及び賑わい創出
- (4) 大会、イベント等運営支援
- (5) その他本会が必要と認めるもの

(出店及び専用利用資格)

第5条 出店又は専用利用できる者は、次の要件を全て満たす法人、個人又は団体とする。

- (1) 販売内容等に応じ関係法令に基づく営業許可、届出等を受けていること。
- (2) 移動販売車による出店の場合は必要な営業許可を受けていること。
- (3) お客様用ゴミ箱を設置し、自店から排出されたゴミ（包装類、容器、残渣その他廃棄物）を回収し持ち帰ること。
- (4) 必要な備品及び設備を持参できること。
- (5) 火気使用時は消防関係法令を遵守すること。
- (6) 発電機使用時は消火器を設置すること。
- (7) 必要に応じ地面養生等を行うこと。

(出店及び専用利用制限)

第6条 次のいずれかに該当する者は出店又は専用利用することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 法令違反又は違反のおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等を行うもの
- (4) 暴力団又は反社会的勢力と関係を有するもの
- (5) 施設管理運営に支障を及ぼすもの
- (6) その他本会が不適當と認めるもの

(出店及び専用利用場所)

第7条 出店及び専用利用場所は、施設利用状況、安全性、避難動線その他管理運営上必要な事項を考慮し本会が決定する。

- 2 スポーツ大会、イベントその他施設利用がある場合は施設利用者及び主催者を優先する。
- 3 本会は必要に応じ出店又は専用利用位置の変更、縮小又は中止を指示できる。
- 4 利用者動線を確保するものとする。
- 5 避難経路、消防設備周辺、緊急車両動線その他緊急対応区域については出店又は専用利用を認めない。

(申請)

第8条 出店又は専用利用を希望する者は、原則として実施日の30日前までに出店・専用利用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 申請者は次の書類を添付するものとする。

- (1) 出店配置図又は専用利用位置図
 - (2) 実施概要書
 - (3) 営業許可証の写し（必要な場合）
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書
 - (5) その他本会が必要と認める書類
- （出店料金及び専用利用料）

第9条 本会は出店又は専用利用について出店料金又は専用利用料を徴収することができる。

- 2 出店料金及び専用利用料は、使用面積1平方メートル当たりの単価により算定する。
- 3 使用面積にはテント、車両、机、展示物、待機スペースその他使用範囲を含む。
- 4 1平方メートル未満は1平方メートルとして計算する。
- 5 料金及び減免基準は別に定める。

（減免）

第10条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、専用利用料等を減額又は免除することができる。

- (1) 陸前高田市が主催又は共催する事業
- (2) 本会が主催する事業
- (3) 公益性が高い事業
- (4) スポーツ振興上特に必要と認める事業
- (5) その他本会が必要と認める事業

- 2 減免を受けようとする者は、減免申請書を提出するものとする。

（遵守事項）

第11条 出店者及び専用利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令及び本会の指示に従うこと。
- (2) 事業系廃棄物を施設内へ投棄しないこと。
- (3) 出店場所周辺を清掃し原状回復すること。
- (4) 騒音及び悪臭等による迷惑行為を行わないこと。
- (5) 利用者通行を妨げないこと。
- (6) 避難経路及び緊急車両動線を塞がないこと。
- (7) 施設設備を損傷しないこと。

（禁止事項）

第12条 次の行為を禁止する。

- (1) 無断出店又は無断専用利用
- (2) 許可区域外使用
- (3) 危険物持込み
- (4) 許可内容外営業
- (5) その他本会が不相当と認める行為
(事故等)

第13条 出店又は専用利用に起因する事故、火災、食中毒、盗難その他損害については出店者又は専用利用者が責任を負う。

(原状回復)

第14条 出店者及び専用利用者は、終了後速やかに原状回復を行い、発生したごみ等は持ち帰らなければならない。

(許可取消)

第15条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があった場合
- (2) 許可条件に違反した場合
- (3) 災害その他施設管理上必要が生じた場合
- (4) 安全確保上支障がある場合

(その他)

第16条 この要項に定めのない事項は本会が別に定める。

附 則

この要項は令和8年7月1日から施行する。

別表第 1

専用利用料等

※指定管理施設における出店及び専用利用に適用

区 分	内 容	単 位	専用利用料
小規模出店	3 m×3 m程度	1 張／日	3,000 円
大規模出店	3 m×6 m以上	1 張／日	5,000 円
キッチンカー（小型）	軽車両・小型車両	1 台／日	3,000 円
キッチンカー（普通車以上）	普通車・大型車両	1 台／日	5,000 円
PRブース・展示・体験等	1 区画 3 m×3 m程度	1 区画／日	2,000 円
イベント本部・受付等専用利用	1 区画 3 m×6 m程度	1 区画／日	1,000 円
高田松原運動公園 イベント専用利用 （追加専用利用面積）	大型イベント運営	100 m ² 以内／日	5,000 円
	マルシェ・イベント等	100 m ² 以内／日	3,000 円
	100 m ² 超過分	100 m ² 毎／日	2,000 円
ステージ・仮設工作物	仮設ステージ等	1 式／日	5,000 円

備考

- 1 陸前高田市共催事業については、減免基準により減額又は免除することができる。
- 2 本会主催事業及びスポーツ振興上必要と認められる事業については、減免対象とすることができる。
- 3 大会主催者による運営本部、救護所、競技運営施設等は、公益性を考慮し減免対象とすることができる。
- 4 専用利用面積は実際の使用面積（通路、安全帯等を含む。）により算定する。
- 5 大規模イベントについては、別途協議により定めることができる。

別表第 2

出店料金及び専用利用料減免基準

1 目的

この基準は、指定管理施設における出店及び専用利用取扱要項第 10 条の規定に基づき、出店料金及び専用利用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

2 全額免除

次のいずれかに該当する場合は、出店料金及び専用利用料を全額免除することができる。

- (1) 本会主催事業
- (2) 防災訓練、避難訓練その他公益性が高く営利を伴わない事業
- (3) 行政機関が実施する啓発活動、相談事業等で営利を伴わないもの
- (4) その他本会が特に必要と認めるもの

3 半額減免（50%）

次のいずれかに該当する場合は、出店料金及び専用利用料の 50%を減免することができる。

- (1) 加盟競技団体事業
- (2) 市内スポーツ団体又は文化団体事業
- (3) 地域活性化及び交流人口拡大を目的とする事業
- (4) その他本会が必要と認める事業

4 減免対象外

次に該当する場合は減免しない。

- (1) 営利目的出店
- (2) 一般物販
- (3) 企業 P R 活動
- (4) 継続営業目的出店
- (5) 陸前高田市共催又は後援等を受ける事業であっても、営利を伴う出店
- (6) イベント、大会その他催事等における出店料及び専用利用料
- (7) テント、キッチンカー、物販ブース、P R ブース、展示スペースその他敷地を占有して使用するもの
- (8) 飲食販売、物品販売その他営業活動を伴うもの
- (9) その他本会が適当でないと認めるもの

5 専用利用料

専用利用料とは、次に掲げる施設敷地の占有使用に係る使用料をいう。

- (1) テント
- (2) キッチンカー
- (3) 机、椅子、展示物
- (4) 物販ブース
- (5) P Rブース
- (6) 待機スペース
- (7) 資材置場
- (8) その他本会が占有使用と認めるもの

6 算定方法

- (1) 出店料金及び専用利用料は使用面積 1 平方メートル当たりの単価により算定する。
- (2) 面積には、テント、車両、机、展示物、待機スペースその他実際の使用範囲を含む。
- (3) 1 平方メートル未満は 1 平方メートルとして計算する。
- (4) 減免後の額に 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

7 備考

- (1) 陸前高田市共催又は後援事業であっても、営利活動又は敷地占有を伴う場合は減免対象外とする。
- (2) 施設維持管理、利用者動線確保、安全管理、警備、清掃、原状回復その他管理運営経費を考慮し、出店料金及び専用利用料を徴収する。
- (3) スポーツ大会、イベントその他施設利用がある場合は施設利用者及び主催者を優先する。
- (4) 避難経路、緊急車両動線及び消防設備周辺については占有を認めない。
- (5) 減免率及び適用区分は本会が決定する。

附則

この基準は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。